

長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時 平成 29 年 (2017 年) 10 月 11 日 (水) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

○場 所 長野県長野保健福祉事務所庁舎 3 階 大会議室

○出席者

審議会委員 (12 名)

山岸重幸委員(会長)、小川修一委員、鶴田敦子委員、古川雅文委員、有賀正典委員、
縣美智子委員、草深邦子委員、徳嵩淳子委員、小林妙子委員、倉田由里子委員、高
木蘭子委員、早川隆一委員

県側

長野県県民文化部長 青木弘、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所
長 戸田智万、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 黒井秀彦、課長補佐兼相談啓発
係長 菊池康文、中信消費生活センター所長 矢沢信二、南信消費生活センター所長
小池洋輔、東信消費生活センター所長 宮下善人 ほか

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

定刻になりましたので、ただいまから「長野県消費生活審議会及び消費者教育推進地
域協議会」を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の黒井と申します。よろしくお願
いいたします。

本日の審議会の出席状況でございますが、市村委員、海野委員、笹委員の 3 名が、ご
都合がつかず欠席をされております。委員総数 15 名中、12 名の皆様のご出席をいた
だいておりますので、長野県消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 2 項の規定及び長
野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第 6 の規定による過半数のご出席があり、会議
が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして長野県県民文化部長青木部長よりご挨拶申し上げます。

【青木県民文化部長】

只今ご紹介いただきました県民文化部長の青木と申します。本日は大変お暑い中、消
費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席を頂きましてありがとうございます。
委員の皆様には、前回の審議会において基本計画策定の諮問をさせていただき、大変貴
重なご意見をいただき心から感謝申し上げます。本日は、第 2 次消費生活基本計画を答
申素案という形でお示しさせていただき、その後ご審議いただく予定でございます。前
回皆さま方から頂きましたご意見を踏まえまして、事務局からの素案という形でお示し
させていただいた内容でございます。消費生活にかかわる問題は、生きる力と言いま
すか、県民の学ぶということにも関わる問題であろうと思います。これからの長野県の姿

をどのようにしていくかということにも大きな影響力を持つ内容ではないかと思っております。後ほど答申素案の内容についてもご説明を致しますが、行政の施策の推進のみではどうしても限界があるため、子供から大人まで、全ての県民の皆様や消費者団体の皆様、事業者等の皆様、教育機関等の皆様にも参加や協働をしていただくことが大変重要であると考えております。前回と同様に忌憚のないご意見をいただければと思っておりますし、それを答申案へ反映させて参りたいと考えております。大変短い時間で恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。私事ではありますが、本日は皆さま方と最後までご議論させていただき予定でありましたが、急にどうしても外せない用事が出来てしまいましたので中座させていただきます。大変申し訳ありませんがよろしくお願い申し上げます。

【事務局 暮らし安全・消費生活課 黒井企画幹】

次に、県側の出席者につきましては、委員名簿の裏面に記載してございますので、ご覧ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料は、青いファイルと先日お送りいたしました「第2次基本計画の素案、また来年度から開校される長野県立大学のパンフレットでございます。新たにできる大学においても、民法や消費者行動論など消費者関連の講義等があるということでご紹介させていただいております。また、第1回食品ロス削減全国大会ということで通知がございまして、30・10運動発祥の地である松本で10月30日に開催されるということで、関係団体の会員の皆様や構成員の皆様にご周知いただければと思っております。また、食育ボランティアについての資料を配布させていただいております。9月20日の意見交換会の際に、食育ボランティアについての質問がございましたので、健康増進課にて作成した資料を配布させていただいております。簡単に紹介させていただくと、食育ボランティアという名前の方はおらず、食生活改善推進員ですとか農村女性団体の皆様に食育ボランティアという形で厚生労働省に報告をしているということです。下のグラフを見ますと、平成28年度で18,000名ほどの方がおり、内訳としましては、食生活改善推進員が3,500名ほど、JA女性部の方が5,100名ほどいらっしゃるということです。また、現在委員の皆様方に回覧させていただいておりますのは、鶴田委員と有賀委員からお借りした中学校、高校の家庭科の教科書と高校の政治経済の教科書になりますので、ご覧いただければと思います。前回の審議会でも、消費者教育について話題が出ましたので参考にしていただければと思います。

次に、本日の会議は、録音をさせていただいております。後日、議事録として取りまとめる予定でございますので、ご発言は、マイクを通していただきますようお願いいたします。また、会議の終了時間でございますが、おおむね3時30分を予定しております。ご協力をお願いします。

それでは、これより会議事項に入らせていただきます。当審議会の議長につきましては、消費生活条例第46条で準用する第28条第1項の規定によりまして、会長が務める

こととされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。それでは、山岸会長よろしくをお願いいたします。

【山岸会長】

皆様こんにちは。議長を務めさせていただきます山岸です。よろしくをお願いいたします。委員の皆様におかれましては、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。先ほど部長からもお話がありましたとおり、本日は非常に暑く、予想外の天気となっております。予想外と言えぱですね、前回の審議会のときは衆議院が解散するという話は全くなかったように、世の中急転直下で何があるか分からず、どこへ行くか分からない時代ですが、そういったことが気候の面でも我々の社会生活の面で感じられるところでもあります。そのような中でも我々は毎日生活をしなければならないわけでありまして、食べて、働いて、社会的に関わりを持つということをしなくてはなりません。そういったベーシックなところにかかわるのが本日議論する5か年計画ではないかと思えます。ちょっと大げさに言いますと、この21世紀が将来の歴史の教科書のなかで、消費者の時代になったというような記述がされるのであれば、それは非常にありがたいことでもあります。この審議会を通して時代や歴史が大きく変わるということはないのかもしれませんが、やはり、道しるべの無い時代の1コマのなかで、我々が一生懸命生きているということは間違いないと思えます。先ほど選挙と言う話もしましたが、この5か年計画は県が県民とともに今後どのようなことをやっていくのかということに約束する一つのものだと思っております。我々は今何をすべきなのか、どのようなことが将来のためになるのか、そういった観点から、皆様の高いご経験に基づいた率直なご意見を頂ければと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の審議内容ですが、第2次消費生活基本計画等（答申案）について、その他についてということになります。毎度毎度申し上げておりますが、今回も実り多い議論となりますよう皆様のご協力をお願いいたします。当審議会の運営につきましては、お手元に配付の「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されることとなります。

本日の会議に関して、報道の皆さんも含め、傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

会議事項を進めてまいりたいと思えます。

本日は、第2次消費生活基本計画等の素案について2時間程度議論をしていただきます。一括ではなく、まず資料の前半1ページから13ページの「計画の基本的な考え方」から「長野県における消費生活の現状」までを説明していただき、審議をしたいと思えます。

その後で、資料後半の14ページから21ページまでの「本県の消費者行政の課題」から「施策推進の基本方針」までを審議し、最後に全体の審議をしていただきたいと思います。

思いますので御協力をお願いいたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

(資料1 ページから 13 ページにより説明)

【山岸会長】

ありがとうございました。基本的な考え方から現状についてということで、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【古川委員】

5 ページのところで、相談窓口の強化について記載があり、そのなかで県短のアンケートのことだと思うのですが、消費生活センターの認知度について、現状を踏まえてこれからの5年間のことを考えますと、消費生活センターの認知度を上げるということは非常に重要だと思います。消費生活センターの存在とどのようなことを行っているのかについてPRをすれば、消費者被害を防ぐことが出来る部分があると思います。実際に私も消費生活センターにいたことがあります。行くまではセンターは具体的な相談があるといろいろな機関に振り分ける場所だと思っていました。実際には、そうではなく、あっせんにも入っていますし、解決もしています。非常に有益です。例えば、お茶について消毒はどのようになっているのかという質問が来たら、自分のところで分からなければ、専門の機関に照会したりして、消費者に理解を求めたりしています。そのような機能があるということを地道にPRしていけば、解決の道筋をつけられるのかなという気がします。その辺の指標とPRについて記載していくべきだと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

消費生活センターに関する指標について記載することを検討していきたいと思えます。

【早川委員】

9 ページに記載されている消費生活相談の現状について教えてください。年代別の相談状況を載せた意味は何かあるのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

若い世代の相談状況は横ばいである一方、高齢者の相談は増えている状況が読み取れ、高齢者への対応が大切になってくるということから、ここに載せております。

【早川委員】

全体の人口構成比を考えますと、若年者からの相談が減り高齢者からの相談が増えるのは当然であり、相談件数が減っているといってもその年代の人口のなかでの割合は増えているかもしれません。その辺の検証はしなくてもいいのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

このグラフについては年代別の傾向を示すために載せてありますが、実際には国勢調査をもとにしたデータと比較しておりまして、高齢化以上に高齢者の相談件数が伸びている状況にあります。30歳未満の人口状況と割合の比較というところまではしておりませんので次回報告させていただければと思います。

【鶴田委員】

消費者庁とかの統計もこのような感じですよ。現実を知ろうとしてもデータに時差があるので見えづらくなっています。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

確かに、減っている要因は何かとか増えている要因は何かということについて、高齢者が増えているから相談件数が増えるのは当然だという見方も当然出来ると思います。実際問題として高齢者からの相談がこれだけあるので、状況的に優先して対応していかなければならないという観点で施策を進めて行くという理由から消費者庁の方でもそういった示し方をしているのではないかと考えています。

【鶴田委員】

出来ればですが、30歳未満ではなく20歳未満で載せてほしいです。意見交換会でもあったように、低年齢化の問題が出てきていますし、市町村や県レベルでは小学生から高校生までデータを取っているところもあるので、今後の課題かなと思います。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

成年年齢の引き下げの問題もありますので20歳未満の状況が分かるように修正していきたいと思います。

【山岸会長】

4ページの消費生活情報の発信の表についてですが、情報掲載件数と講座実施回数が記載されています。情報発信は具体的にどのようなことを実施したのかということに記載することが必要ではないかと思います。そこで何をやっているのかを見ることによって、自分も行ってみたいと思う人が出てくるとと思います。そういった観点をもう少し加えていただくことを検討していただきたいです。

5 ページの消費者教育を担う人材の育成について、消費生活サポーターの登録に関する記載があります。消費生活サポーターというのは消費者教育を担う人材としての位置付けでいいのかということが疑問に感じるところです。もちろんそういったところも含まれてくるのだとは思いますが、ご自身の生活を豊かにするとか、見守りネットワークみたいところで民生委員の方々の補完的な役割を担うというような感覚を持っていたものですから、このような記載の仕方でもいいのか疑問に感じております。ここで消費者教育を担う人材の育成と言いながら、消費者教育の現状と言うところでは学校教育にかかわることであるからか消費生活サポーターがまったく出てこないということにも疑問を感じております。

6 ページの県民意見の反映というところで、透明性の確保という記載がありますが、この透明性の確保という問題は今後我々が意思決定を行う上でも行政との関係において信頼関係を築く上でも極めて重要な問題でありますので、この部分に関してもう少し厚く記載をお願いしたいところです。

7 ページの消費生活センターに関するデータが27年度と28年度になっていますが、これは直近のデータと言うことでいいのでしょうか。5か年計画の前に元となるデータが更新されれば記載するデータも更新するというでいいのでしょうか。

13 ページにある、食品ロスやレジ袋の削減、廃油を利用したせっけん作りなどがあるという記載について、達成状況なども含めて記載した方がいいのではないのでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

4 ページの情報発信の内容については、具体的な内容についても加えて厚く記載をしていきます。

5 ページの消費生活サポーターの登録については、消費者教育についても関係してくる部分でもありますし、自らの学びの場として活用しているサポーターの方もいますので、記載の場所については検討させていただきたいと思えます。

6 ページの透明性の確保についても詳しく記載をしていきます。

7 ページのデータについては、消費者庁が出しているデータを基に記載しているものになり、こちらが最新のものになりますので記載はこのままにさせていただきたいと思えます。

13 ページの消費者団体等の取り組みについては、調査の上、具体的に記載をして行きたいと思えます。

【有賀委員】

ホームページという表現が使われていますが、どこのホームページを指しているのか分かりづらいです。ホームページと言うのは通常一番最初に表示されるページのこと、ウェブサイトという表現が正しいと県教委に指摘されたことがあります。です

ので、どこのウェブサイトかと言うことを明示した方がいいのではないかと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

県の方で消費生活のページを持っておりますので、具体的にそのページを指すように記載を修正したいと思います。

【小林委員】

5 ページで学校等における消費者教育を推進していくと記載してありますが、11 ページのアンケートにおいて「授業配当時間の不足」、「教員の多忙による研修機会の不足」、「適切な教材や指導法の不足」という回答が多いという結果になっています。これに対して外部講師の活用・推進をしていくとなっていますが、小中学校ではほとんど行われていないのが現状です。意見交換会でも子供への教育が大事だという話がありました。私も PTA にしばらく在席しており、インターネットについてなど警察の方の出前講座を聞いたことがあります。県の出前講座の話は来ないので、推進だけではなく、具体的にどのようにしてきたのかですとか、どのようにしていくのか記載していただきたいです。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

そういった課題や現状に対しての具体的な方向性や施策は今後の答申案にてお示ししていきたいと思います。

【草深委員】

第2次基本計画の答申案はどこまでの人に示されるのでしょうか。エシカル消費や消費生活センターについて、県民のどこまでの人知っているのか、こういった計画などがどこまで浸透しているのか疑問に感じています。9 ページの年代別相談受付件数の推移をみると、高齢者の相談件数の割合は平成 15 年から平成 28 年までに約 3 倍になっているけれど、こういった相談を消費生活センターにすればいいと知っている人がこれだけいるのであって、恥ずかしくて言えない、相談できないという人が多くいると思います。自分が困ったときに消費生活センターに行くという人があまりいないのではないかと言う気がします。こういった計画書を作って答申したものがいったいどこまでわかってもらえているのか、広報の形をしっかりとしなければいけないと思います。せっかく委員の皆さんが細かいところまで指摘されていますが、それ以前に県民に分かってもらうということを大前提にしたものをつくるのが大切だと思います。細かいところもいいのですが、困ったり不審に思ったりしたら消費生活センターに相談できる、市にもあるし中信や東信と言ったエリアごとにもあるということ、県が取り組んでいることをいかに理解してもらおうかが大事ではないでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

答申は知事に対して行います。答申案について審議会において委員の皆様へ審議いただいておりますけれども、今後県のシステムにございますパブリックコメントを行い、県民の皆様から広く意見を頂く予定です。また、最終的に答申を頂いた後、県の方で計画を策定していきますが、県民の皆様へ届くようなきめ細かな発信を行っていきたいと思います。

【山岸会長】

それでは、続きまして、資料後半の「本県の消費者行政の課題」から「施策推進の基本方針」までを事務局から説明をお願いします。

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

(資料 14 ページから 21 ページにより説明)

【鶴田委員】

先程会長さんがおっしゃった 15 ページで取り上げられている消費者教育については、どちらかというと消費者トラブルに関することに著しく偏っている感じがします。トラブル防止イコール消費者教育ではありません。私達が思っている消費者教育というのは大きく分けると、物に関するものとお金に関するものがあります。物に関すること、例えば「こういう物が良いです、こういう選び方、考え方があるんです」ということならば、サポーターさんがたくさん活躍できると思います。でもトラブル防止ばかりだと難しくなってしまうと思います。最近、ある中学校におじゃまして、洗剤の選び方の学習をしました。先生が 20 種類くらいの洗剤を用意してくれて、いろいろな表示を見たりして、結果的に子供達を選んだのは何だったと思いますか？私もびっくりしたのですが、多くの子が選んだ結果は、どれがいい香りか、好きな香りかという基準によって選ばれた洗剤でした。それも大事な基準のひとつですが、やはり洗剤ですから、汚れがきれいに落ちるとか、身体についた時にどうかとか、そういうことを教えるのが消費者教育なんですよ。そういうことからすると、(3) に書いてあるのは、ちょっと偏っているのではないかなあという印象です。先ほど例に出したような、物に関することを視野に入れて盛り込むと、少し印象が変わってきますので、そうお願いしたいです。実は、このことは、14 ページのエシカル消費にも繋がってくることなんです。まず、消費行動は、商品選択です。どんなものを作るとか、どんなものを買うとか。消費者教育のところに「啓発」と書いてあるから、「教育」と「啓発」が繋がらないと 14 ページの (1) と 15 ページの (3) が繋がらない、別のものと捉えられると問題です。そこを整理されると良いと思います。

それから、エシカル消費ですが、この前の意見交換会の時も出たご意見でも、「エシカル消費という言葉はほとんどの方が知らない」「意味も分からないカタカナ用語はど

うなのかな」「おもいやり消費の方がいいんじゃないかな」というご意見も出たくらいの言葉です。外国で流行っている言葉を即長野でも使おう、でも長野県らしさを入れなきゃいけないから「健康」も入れたらどうかとか、いろいろ葛藤されたんじゃないかと思います。でも「地域」「人」「環境」のレベルと「健康」は全然ちがう概念だと思うんです。その4つを組み合わせると「エシカルってなに？」って、またわからなくなってしまふように思います。そもそも、国連の持続可能な開発目標にいくつか項目を立てていますが、その中に「エシカル消費」と言う言葉は使ってなかったと思うんです。私の理解だと国連のものは世界みんなが合意した概念だとすれば、「エシカル」は環境教育や消費者教育にとっても熱心な方が「トラブル防止ばかりの消費者教育だと偏ってるよね、もっと消費者教育って違うのではないかな」という学者の研究であったり見解であるひとつの概念であって、ヨーロッパ的なところからもってきたのだと思います。大事なことではあるのですが、言葉として、消費者庁とかが「エシカル（倫理的）」と使っている、せいぜい「長野県の消費（エシカル）」ぐらいにした方がよいかと思います。というのも、文部科学省もずっと「アクティブラーニング」という言葉を使ってきたけれど、評判が悪いので、最近は日本語の書き方にしています。カタカナのわからない言葉を前面に出していくのは、物事を難しくしてしまうことだと思います。この消費生活基本計画の文章は一般向けでないのによいだけけれど、とても大事な部分だと思います。せめて『「人」「社会」「環境」に配慮した消費』くらいではどうかと思います。「社会」を「地域」にしてもいいです。エシカルの「シ」は「社会」の「し」、「カ」は「環境」の「か」とか。できるだけ使わない方がいいけれど、国に対してや県として「エシカル」を使っていこうとするならば、上手く使う工夫をしないと伝わりませんね。今日で結論は出ないと思いますが、問題提起をしました。

その次にくるのは、商品選択です。どんなものを作るとか、どんなものを買うとか。消費者教育のところに「啓発」と書いてあるから、「教育」と「啓発」が繋がらないと14ページの(1)と15ページの(3)が繋がらない、別のものと捉えられると問題です。そこを整理されると良いと思います。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

ありがとうございます。なかなか難しい部分です。国でも使っているの、正直これで行きたいということはあるんですが、この前の意見交換会の時に出た「おもいやり消費」という言葉はどうかとか、今ご提案にいただいた『「人」「社会」「環境」に配慮した消費』というようなこと、また、長野県としてはぜひ「健康」というものも含めて検討をさせていただきたいなあと考えています。いずれにいたしましても、先程、国連のSDGsを確認いたしました、が、「エシカル」ということは出てきていないですね。おそらく鶴田委員がおっしゃるようにヨーロッパから使われてきている言葉なのだと思われています。もう少し検討させていただきたいと思います。

【高木委員】

エシカルについて、鶴田委員のご意見に賛成です。個別指標のトップにエシカル消費の啓発というものが掲げられるのは少し違和感があります。県政を進める中で、エシカルということを進めるべきということがあったのかもしれませんが、それにしてもこの言葉はあまりにも馴染みがなくて、聞いたことがないという方がほとんどなんですよ。鶴田委員からお話があったように「人」「社会」「環境」、私は「社会」より「地域」が良いと思いますが、そういうことに配慮した商品を選ぶのが賢い消費のやり方ですよ、という感じの啓発であれば良いと思うのですが、資料にもあるように、こういう商品を選ばなければいけませんよ、という押し付けにならないということが大事だと思います。また、「県民の安全・安心」という項目に入っているのも違和感があって、こういうことをしないとエシカルではないとか安全・安心ではないという受けとめられ方になってしまう可能性もあります。「地域」に配慮した地産地消も含めていろんな消費のやり方とか提供の仕方とかということは大変進んでいるので、わかりやすい言葉で、県民全体でやっていこうと思えるような言葉、方針を選んでもらえるのがよいと思っています。

消費者教育の部分では、小、中、高校、大学以上もそうですが、それぞれの時点で教える、学ぶべき内容が違うと思うんです。小学校ではやはり基本的な社会生活の中でお金というものにどう対処するか、また暮らしというものをどう考えていけばいいのかというごく基本的なことを学ぶ時期で、トラブルについて知らなくていいというわけではありませんが、それが大事だと思います。中学校では、カードやインターネット、スマホとの関わり方がありますが、その時点で合った学習をすることが大事で注意しなければならないことだと思います。高校生、大学生ともなれば、もう社会人と同じで一人前に扱われますから、それはそれで大事な時期です。そうしてみると、小学校では保護者の方、家庭と一緒に考えていくようなチャンスを、学校の授業とは別に課外での学習も作ってほしいと思います。ただでさえ学習の時間が足りないところで、そのようなことをというのは学校や先生方にとって酷なことです。先生方の負担が増えないような形でできることを検討していただきたいです。

あと、公民館とか大人の活動を活用してもらって、社会への還元ということができないかと思います。昔は成人学校、今はシニア大学というようですが、1年間100人を超える方が学んでいらっしゃる。大部分の講座は、ご自分の人生を豊かなものにするためのものですが、この講座の中に1つか2つ消費生活に関する事や社会の安心・安全に関することを学ぶものがあります。担当の方と話をしたことがあるんですが、そこで学んだ方達が、外に出て「こういうことを学んだよ」と地域に帰って発信するチャンスがあれば、自分の学びが社会に還元されるし、ご自身のやりがいにもつながるということです。チャンスがないと、もったいないなあと思いますので、そういう施策を考えて広めていただきたいと思います。

エシカルを消費生活政策のキャッチフレーズにするのは、住民の感覚と乖離している気がします。時代を先取りするような気持ちは分かりますが、もう少し地道な政策であ

ってほしいと思います。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

エシカル消費がトップに出ているということですが、現在の計画の中で1番目に「県民の安全・安心」の中項目（現計画書のP28）の3番目に「持続可能な消費生活」というのがありまして、そこに整理してございます。基本的に現計画を継承する形で、そこから発展させる第2次計画という考え方をいたしました。ご指摘のように2番目の「商品・サービスの適切な選択機会の確保」に関連するという考え方もできますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

【高木委員】

「持続可能な消費生活」という表現が、言葉としてわからないところがあります。「持続可能な社会」の中での消費生活、賢い消費生活ということならしっくりくるのですがいかがでしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

そうですね、「持続可能な社会のありかた」とか「持続可能な社会に係わる」という表現の方が正しいのかもしれませんが、そちらについても再度検討させていただきます。

【鶴田委員】

語源は「持続可能な開発」なんです。でもそこから「生産」に関わることに繋がっています。「生産」と「消費」は対になることですから。ちょっと注意をした方がいいかもしれないですね。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

確かにSDGsの訳としては「持続可能な開発目標」としてあります。消費に関する目標の定義に「持続可能な生産消費形態を確保する」と訳されているのがあります。それをエシカルプロダクツとまとめて書いてしまっているのですが、生産についても配慮するという考えを入れ込みたいと考えています。「エシカルプロダクツ」という言葉もまたわかりにくいと思いますが、良い用語がなく、思案しているところではあります。

【鶴田委員】

外国で使っている言葉と日本語とは違うので、できるだけ日本語でお考えになるのがよいのではないかと思います。でも「エシカル」を使わなきゃいけないのであれば、補足するような説明、言葉が必要ですね。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

「エシカル」はキャッチフレーズ的に使っていきたいという考えもありまして、今後使用する場合はカッコ書きで「(おもいやり消費)」ですとかを、しっかり入れ込んでいきたいと思います。「エシカルプロダクツ」に関しても、わかりやすいものにしたいと思います。

【小川委員】

カタカナ等の言葉の話がありましたけれど、消費者関係だけではなくて県庁の全体でカタカナ用語があふれているという印象です。カタカナ表記を上手く日本語に訳せないということがあるのならばそれは理解できるのですが、やはり消費生活という県民の暮らしに係わることでですのでいかにわかりやすく表現するかということは大切なことだと思いました。公共交通で「デマンドタクシー」というものがありまして、年配の方、利用される方にはわかりにくいということで、結局「乗合い型タクシー」というふうに言い換えて使っている市があります。そのようにわかりやすくしていただくことが大事かと思います。

また、16 ページの(4)の「県民意見の反映」ですが適格消費者団体の事しかなくて、ちょっと唐突な感じがいたしました。適格消費者団体というものは安全・安心につながることでありますから。一方、17 ページの方針のところの「県民意見の反映」にはある程度広く県民意見を聴くと書いてあります。そこが、課題から抜けているように思います。課題のところにも、県民の意見をどうやって聴くかというプロセスについても入れた方がよいと思います。そちらについてはいかがでしょう。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

確かに、この表記ですと唐突な印象かと思います。「県民意見の反映」ではもうひとつ「透明性の確保」があります。また、「消費者団体との協働」という部分もありまして、適格消費者団体の設立というものは、消費者問題への提言もできる消費者団体として非常に力を持つことに繋がりますのでここに入れましたが、ご指摘のとおり唐突な部分もありますので検討させていただきます。

【縣委員】

15 ページの消費者教育というところでは、消費者トラブルに偏っている感じがします。基本的な理念のところでは、消費者の擁護というところに主観が置かれているように思いますが、今後の計画の中では消費者の自立を支援するというところで地域の消費者教育で選択する責任ということに着目して中身を充実させていただけたらいいと思います。

それと 16 ページの最後の消費生活センターの情報発信機能強化について、多様なメディアを利用というのは分かります。既存の資料、例えば「まる得情報」について、サポーターに郵送されたり、地域の回覧板で回覧されたりされていますが、皆さんが注目

して見てくれているかはわからないところがあるので、有効な活用がされるよう御検討いただきたいです。

20 ページの一番下の「食育ボランティア」については登録したらお任せではなく、間違った情報等で活動していないかとか、きちん管理をされる予定でしょうか。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

まず、自立した消費者になるようしっかりした啓発をというご意見については、関係各課としっかり効果等を確認をしながら進めてまいりたいと思います。

また、「まる得情報」等有効に活用できているかということですが、今後に向け検討をしてまいりたいです。

食育ボランティアにつきましては、関係課に確認し、後日お答えしたいと思います。

【倉田委員】

私は、先程草深委員がおっしゃったご意見に共感いたします。いいものを作っても、伝わらないと何も始まらないと思います。この答申素案の中身、ひとつひとつはいろいろありますが、まずは、みなさんに伝えることだと思います。よくある「詳しくはホームページをご覧ください」では無理です。「このお茶、美味しいですよ。ホームページに載っていますよ。」と言っても駄目で、「美味しいから、さあお飲みください。」と言ってその方の目の前まで持っていかないとなかなか飲んでいただけない。施策に対しての議論も大事ですが、どうやってそれを活かしていくか、伝えて動いてもらうかということも大事だと思います。面白いキャッチフレーズや、CMを考えると、エシカル消費の言い換えも愛称を募集してみるとか、小学生が口ずさむような言葉にしてみるとか曲をつけてみるとか、多様なアイデアを持って機能していくように、伝え方も議論できたらよいと思います。伝え方の工夫について、もっと時間を費やすべきと考えます。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

本当に、ごもっともなご意見でございます。伝え方も、皆様からご意見をいただきながら考えてまいりたいと思います。

【古川委員】

表示の関係ですが、消費者がエシカルな商品を選択できるような表示の方法も見ていくことが必要かなと思います。原産地表示でも、最近表記がいろいろ複雑に変わってきていることもありますので、その辺の正しい食品表示等も啓発が必要だと思います。当たり前すぎて、この資料への記載はいらなないと思いますが、記載する事業者も見る側の消費者も、知識が必要ですので、啓発をお願いしたいです。

【くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

そのとおりだと思います。表示に関して、県でも景品表示法の下での取締り等行っているところですが、表示をされているものを正しく読んでもらうための教育も大切になりますので、検討していきたいと思います。

【徳嵩委員】

20 ページの「県民の皆様へ」というところですが、地域で開催されるセミナー等に参加しましょうとあります。「県内4会場で」と限定されているのはどうかと思います。また、ここで書かれている「食の安全やスマホでのトラブルなど様々な消費者問題をテーマに」とありますが、最近の施策を見ていると消費者トラブル対策が中心になっているということに繋がります。ですので、4つの会場だけではなく、トラブルに関する学習だけではないということが必要になってくると思います。

また、出前講座を利用して、という部分も、「出前」は呼ばれて出て行くという解釈ではなく、「出向いていく」講座というくらいにたくさん開催していただけるといいなあと思います。公民館やPTAなどで活動していらっしゃる方もたくさんいると思いますが、まだまだ情報が行き届かない、外に出られない方もいらっしゃると思いますので、声がかからずとも出向いていくという姿勢が大事かと思います。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

出前講座は県政全般の制度でして、その中の消費生活分野のオーダーがあった時に私どもが出向くというスタイルでした。ご指摘いただいたとおり、申込みがなくてもこちらから出向くということができるよう、地域の皆さんと相談させていただいたり、サポーターの皆さんや市町村からも情報をいただいたりしながらやっていきたいと思いません。

また資料の表の中では、先程出前講座で小学校、中学校がゼロというご指摘をいただきましたが、別の事業で先生方の援助をするという目的で、無料で専門の講師が授業を行う講師派遣事業では実績がございます。そのように、地域に対しても、学校に対しても、積極的に出向いていくようコーディネートができればよいと思いますので、検討を進めていきたいと思いません。

【鶴田委員】

まとめ方に係わるのですが、重点目標とかはどんなふうにしますか。結局、この5年間の成果はどうだったのかということが知りたくなります。この前の意見交換会では、「サポーターは増えたけれど、その活用が課題ですね」とか「市町村のセンター設置が進んだね」とかいろいろあったと思いません。5年間の成果をひとめでわかるようにまとめて、課題を出した方がいいと思いません。審議会の委員なら個別に読んでもいいけれど、県民の皆さんにとってはわかりにくいです。わかりやすい方が、課題もはっきりして、第2次計画に繋がってるね、と理解しやすいと思いません。私も長く委員でいながら反省

をしているのですが、やはりわかりやすくしましょう。

それと、実際の計画では、19 ページに書かれている「行政の取組みだけでは十分ではありません」じゃなくて、「行政は、積極的に取り組みます」って是非書いてほしいです。そして、長野県の消費者問題は、ひとつの課だけでなく、いろんな課で連携し合っていてやっているというところを見せてほしいと思います。消費者行政は、いろんな部署で関係して取り組んでいるから、だからあなた達も協力してやっていきましょうというメッセージや書き方があるとよいと思います。

【山岸会長】

ありがとうございます。私からも数点。17 ページの「県民の安全・安心のために」というところに物価の安定と物資の安定供給に取り組みますとあります。確かに大事なことです。もう今の時代にあえて入れる必要は無いのではと思います。喫緊の課題ではないかなと。

また、エシカル消費について、持続可能な消費ということですよ。以前テレビで見たのですが、外国で漁獲の段階から種が絶滅しないよう配慮して、その結果の魚を売っている。また、そういう魚にはマークが付いていてそれを大手の量販店で仕入れ販売しているんだということでした。こういうことから見ても、エシカル消費って、消費者だけに働きかけても絶対に無理な話で、絵に描いた餅になってしまいます。消費者よりも事業者に対して働きかけないと無理です。ということは、今のスタンスの消費生活基本計画だけでは手に負えないものになってしまいますので、そのところをいま一度ご検討いただきたいと思います。

また、皆さんの一致するところは、情報の発信が非常に大事じゃないかということです。言葉の問題もあるし、施策もそうですが、何をやっているかわからない不安というものがあります。透明性が問われる。表題はあっても、中身はなんだかかわからない、ということだと思います。国の施策に倣えということだけではなくて、地域でやっていくためには、理解してもらえるような情報発信、伝え方が必要だということです。とりあえず、今回の第2次計画でも、また概要版と詳細版を作られると思いますが、どのくらいの予算で、どこへ配付や発信をしていくのか、また次回教えていただきたいと思います。

【有賀委員】

15 ページのところの④若年者への消費者教育の推進についてと17 ページの3 消費者教育の充実のためにのところで、「学校における消費者教育」ということと「家庭や大学」「大学や専門学校等」とあります。大学も専門学校も「学校」ということでよいのではないかと素朴な疑問がわきました。表現を見直していただけたらわかりやすいと思います。

それと、私は教員をやりながらこの4月から委員でもありますが、正直この消費生活

基本計画というものを知りませんでした。でも、一般県民は、計画を知らなくても生活できるんです。車を運転する時も、車の仕組みを知らなくても運転は可能です。交通法規を知って、ブレーキやアクセルを踏んで、ハンドル操作が出来ればそれで運転できてしまいます。基本計画は行政の方たちがしっかり運営してってくれる、それは自動車の整備士のような役割でいてくれたらそれでよいのではないかと思います。だから、みなさんに周知しなければいけないことは、細かい計画の中身や表現ではなくて、20ページからの「県民の皆様へ」というようなことだと思ふんです。大事なところなのに、わかりにくい表現がまだあります。何かあったら関係機関へ連絡してと書いてあっても、関係機関はどこなのか、ということがわからないんです。もっと具体的な表記がしっかり入っていないと、まだまだ伝わらないと思いますのでご検討をお願いします。

【山岸会長】

皆さん、本日も活発なご意見ありがとうございました。時間も少し延長しておりますので、この辺で議事を終了させていただきます。いろんな立場で多面的なご意見をいただきましたが、総じて、エシカル消費と発信力に関することが多かったと思います。ダメだというご意見ではなく抽象的な言葉だけでは難しいから、その導入の仕方を工夫したり、具体的な施策表現が必要だというご意見だと思いますので、次回までにご検討をいただければと思います。

今回は11月15日の予定ということで、1ヶ月に1回という強硬な日程ではありますが、今日のご意見を反映した案が出されるということですので、ぜひご参加をお願いいたします。

それではマイクを事務局にお返しします。

【くらし安全・消費生活課 戸田課長】

ただいま会長さんからお話がありましたとおり、11月15日の審議会で答申案をお示しいたしまして、答申をいただきたいと考えております。今週中に、いただいたご意見を組み込み修正をいたしまして、審議会前にはお手元にお送りする予定でおります。また、これから広くご意見をいただくためにパブリックコメントを実施する予定でございます。非常に日程的に厳しいものがありますが、委員の皆様や県民の皆様から頂いたご意見に沿って修正を加えながら、来月の審議会に間に合わせたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

【事務局 くらし安全・消費生活課 黒井企画幹】

本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成のうえ、後日、皆様にご確認いただくこととなります。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議会は、これで終了とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。